係る復興特別所得税の」と、第四百四十六条第五号及び第六号並びに第四百四十七条第三号及び第十二号並びに第四百六十八条第三号及び第四号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第四百七十二条第三号中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税に」と、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第五百二十六条第二号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第五百二十八条第二号中「所得税の」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税の」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」とする。

43　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十二号、第四百六十八条第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百二十八条第二号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

別表第四　（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［略］		
横浜	鹿島税関支署つくば出張所	つくば市
	鹿島税関支署茨城空港出張所	小美玉市
	横浜税関宇都宮出張所	宇都宮市
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

係る復興特別所得税の」と、第四百四十六条第四号及び第五号並びに第四百四十七条第三号及び第十二号並びに第四百六十八条第四号及び第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第四百七十二条第三号中「所得税に」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税に」と、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第四号及び第五号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」と、第五百二十六条第二号中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、第五百二十八条第二号中「所得税の」とあるのは「所得税及び復興財源確保法第六条第十五号に規定する源泉徴収に係る復興特別所得税の」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「所得税」とあるのは「所得税、復興特別所得税」とする。

43　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十二号、第四百六十八条第四号及び第五号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第四号及び第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百二十八条第二号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

別表第四　（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［同上］		
横浜	鹿島税関支署つくば出張所	つくば市
	横浜税関宇都宮出張所	宇都宮市
［同上］		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四百六条、第四百七条、第四百九条、第四百十条、第四百十一条、第四百十三条、第四百三十九条、第四百五十二条、第四百五十三条、第四百六十一条、第四百六十六条、第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定並びに第四百六十八条の二を第四百六十八条の三とし、第四百七十四条、第四百七十七条の二、第四百八十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百九十七条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百条、第五百条の二及び第五百一条の改正規定並びに第五百四条を削り、第五百三条を改め、同条を第五百四条とし、第五百二条の次に一条を加える改正規定並びに第五百四条の次に一条を加える改正規定並びに第五百十三条及び第五百十四条の改正規定並びに第五百十四条の次に一条を加える改正規定並びに第五百十七条、第五百十八条、第五百二十条、第五百二十四条、第五百三十条、第五百三十六条、第五百三十九条、第五百四十条、第五百四十三条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十条、附則第四十一項、附則第四十二項及び附則第四十三項の改正規定並びに次項の規定は、令和二年七月十日から施行する。